

## 議事要旨(1) ASAF対応専門委員会における検討状況

冒頭、小賀坂副委員長より、審議の概要について、説明資料[審議事項(1)-1]に基づき説明がなされた。続いて、紙谷ディレクターより、説明資料[審議事項(1)-2]に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

### (開示に関する取組み(開示原則-キャッシュ・フロー計算書))

- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - 第 16 項の「投資家は「営業」利益をあらわす小計から始まる調整表を好むという証拠がある」という記載に関して、実務上の経験ではそのような証拠を認識したことはなく、現行の税引前当期純利益から始まる調整によっても同様の情報を把握できるため、営業利益から始まる調整表の必要性を認識していない。
  - キャッシュ・フロー計算書の作成方法に関して、ほとんどの企業が間接法を使用しており、過去 IASB が直接法を提案した際に多くの反対意見が示されたため、直接法と間接法の両方を認める現行の方法で問題ないのではないか。
  
- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - キャッシュ・フロー計算書の作成方法に関して、現状では間接法によるキャッシュ・フローは経営管理でも使用しており、間接法の具体的な問題を認識していない状況では、直接法の利点を認識することができない。
  - 営業利益からの調整方法に関して、現行の税引前当期純利益からの調整方法は、税金も一種のコストとして調整されるため、営業活動から得られる純粋な純額のキャッシュを把握することができ有用ではないか。
  - 有形固定資産を取得するためのキャッシュ・アウトフローの活動区分に関して、過去、レンタル資産について営業活動の区分と投資活動の区分のどちらに分類されるか検討した経験があり、投資活動の区分の分類方法に問題があるのではないかと認識している。

これに対して事務局より、次のような回答がなされた。

- 一般的に言われる直接法の利点については第 36 項に記載されているとおりであるが、ここで挙げられている利点が説得的かどうかの問題と考える。
- 有形固定資産を取得するためのキャッシュ・アウトフローの活動区分については、今後 ASAF 対応専門委員会において発言案を検討していく予定である。

- ある委員より、利用者が直接法によるキャッシュ・フロー計算書を必要とするという意見に関して、当該意見は根拠が曖昧に認識された意見であり、実際には多くの利用者は間接法を支持しているという発言がなされた。

これに対して事務局より、直接法の利用が極めて少ない状況において、利用者が本当に直接法によるキャッシュ・フロー計算書を不要と考えているか否かが議論の焦点になると考えられる、という回答がなされた。

- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - キャッシュ・フロー計算書の作成方法に関して、キャッシュ・フロー計算書が我が国で制度化される前から利用者の立場でキャッシュ・フローに関する財務分析を行った経験に基づくと、直接法は営業収入の総額を直接把握できるなどの点で有用であるが、利益の質の評価においては間接法による手法で特段問題を認識しなかった。
  - 営業利益からの調整に関しては、我が国のキャッシュ・フロー計算書上の営業活動によるキャッシュ・フローの小計欄の金額と営業利益との関係を分析していた経験を踏まえると、我が国における開示内容も考慮に入れて対応を検討することが考えられる。
  - 議論の進め方に関しては、過去の財務諸表表示プロジェクトにおけるアウトリーチや実証分析を含む過去の議論や検討結果を踏まえて議論を進めるべきではないか。

- ある委員より、FRC スタッフが作成したペーパーに関して、キャッシュ・フローに関連する論点が総花的に含まれている印象があるが、キャッシュ・フロー計算書をどのように捉えるかにより結論は変わってくるため、ASAF への対応としては建設的に捉えるべきではないかという発言がなされた。

これに対して事務局より、利用者が現在のキャッシュ・フロー計算書に満足しているのか否かが問題であり、キャッシュ・フロー計算書が補足的な位置付けであることを踏まえて優先順位をつけて検討する必要がある、という回答がなされた。

- ある委員より、キャッシュ・フロー計算書の作成方法に関して、現在の間接法によるキャッシュ・フロー計算書に問題を認識していないため、議論が間接法を廃止する方向に進まないように留意すると同時に追加の開示要求についても慎重に検討して欲しいという発言がなされた。
- ある委員より、次のような発言がなされた。
  - 今後の議論の進め方に関して、全体的な方向性を踏まえて優先順位をつけて進める必要があるのではないか。

- 営業利益からの調整方法に関して、純利益を定義できていない状況で、営業利益から調整する方法を検討するのは、議論の進め方に不整合があるのではないかと。

これに対して事務局より、当委員会は従来から営業利益の定義の必要性を主張しており、営業利益から調整する方法は検討に値する論点ではないかと考えている、という回答がなされた。

以 上